

市議会定例会提出議案（財産の取得）に同意することについて
次のとおり財産の取得について市長から意見を求められたので，本教育委員会は，
原案に同意する。

2005年（平成17年）2月4日提出

藤沢市教育委員会
教育長 中 村 喬

提出する議案

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により，議会の議決を経るべき事件の議案について市長から意見を求められたことによる。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は，歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を
作成する場合には，教育委員会の意見をきかなければならない。

財産の取得について

石川小学校の用に供するため，次のとおり財産を取得する。

2005年（平成17年）月 日提出

藤沢市長

山 本 捷 雄

1 取得する財産

所在地	名称	構造等	面積
藤沢市石川 四丁目19番 地の1	石川小学校 校舎及びグ ランド外構	鉄筋コンクリート造2階建 その他附帯設備一式	平方メートル 182.093

2 契約の相手方

藤沢市朝日町1番地の1

財団法人藤沢市開発経営公社

理事長 笠井達夫

3 取得価格

67,500,300円

4 取得時期

2005年（平成17年）3月31日

提案理由

石川小学校の校舎ほかの用に供するため，財産を取得したいので，藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提出する。

参 考

藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋
(財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格20,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売渡し(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売渡しとする。
.....以下省略.....